

業務委託仕様書

1 委託業務名称

「東山区及び下京区における多様な主体による学び合いの場づくりのコーディネート」に係る企画運営業務

2 委託期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業目的・内容

(1) 目的

東山区及び下京区における学び合いの場づくりによる居場所と出番の創出

(2) 内容

- ア 多様な主体が気軽に参加し、参加者同士の交流の中で、一人ひとりの興味・関心をもとにした「やってみたいこと」を引き出す「対話の場」の定期開催
- イ アで出された参加者の「やってみたいこと」の実践に向けた伴走支援
- ウ 東山区及び下京区の公共空間等を活用した、参加者の「やってみたいこと」を実践できる学び合いの場の創出

5 委託内容

本事業の趣旨・目的を理解したうえで、以下に掲げる業務を行うこと。

(1) 対話の場の定期開催

ア 開催頻度

原則毎月1回開催すること。

イ 開催日時

一般の参加者が参加しやすい曜日・時間帯とすること（平日夜間や休日など）。

なお、開催時間は2時間程度を目安とする。

ウ 開催場所

東山区、下京区の両区と調整のうえ、両区内にある市民が集まりやすい場所で開催すること。

なお、会場の使用料が発生する場合は、本委託料の中から支出すること。

エ 企画・運営

- ① 参加者の興味をひくようなコンテンツや福祉課題を取り扱うなど、多様な主体が

参加しやすいテーマ設定を行うこと。

② ファシリテーターの配置やワークショップの活用など、参加者同士の対話や参加者と事業者との対話による自然な関わりの中で、参加者が自身の「やってみたいこと」を表明できるよう工夫すること。

③ 多くの方に参加いただけるよう多様な媒体を用いて広報・周知を行うこと。

④ 当日運営等

I 会場準備及び片付け

当日、会場に必要な看板、掲示物、机、椅子、展示ブース等の準備・設営・撤収を行うこと。

II 参加者受付

参加者の会場案内及び受付を行うこと。

III 活動紹介展示ブースの設営サポート

参加者が活動紹介を希望する場合、参加者に展示方法の説明や設営のサポートを行うこと。

IV 進行等

当日の司会・進行及び進行管理を行うこと。必要に応じてファシリテーター等を配置し、対話や交流の促進を図ること。

(2) 参加者の実践支援

① (1)で開催する場において、参加者の「やってみたいこと」を引き出し、学びや体験の提供者になれるよう支援すること。

② 参加者の「やってみたい」テーマや分野に適した場を設けるなど、実践に向けて試行実施できる環境を整備し、参加者の意欲向上を図ること。

(3) 参加者の実践による学び合いの場づくりのコーディネート

① 東山区役所、下京区役所と調整のうえ、参加者による公共空間等を活用した場づくりの実践を支援すること。

② 適切に広報・周知等を実施し、①の場が多くの方にとっての学び合いの機会となるよう工夫するとともに、定期的な開催につながるようコーディネートすること。

6 独自提案

5に記載の内容以外にも、受託者独自のネットワークやノウハウを活用し、本事業の趣旨・目的の達成に資する方法を提案すること。

7 実施報告書

受託者は、本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

8 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通

仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。

- (2) また、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (6) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。これは、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。